

差別のない明るい人権尊重社会を目指して

8月は「差別を許さない

市民運動推進強調月間」です

市民一人ひとりが人権問題を正しく理解し、「差別を許さない」という意識を高めるとともに、人権に対する配慮が行動に表われるような人権感覚を身に付けてもらうため、市では次の人権啓発、相談事業などを実施しています。

人権標語・人権作文の募集

市内小・中学校の児童・生徒を対象として、人権標語・作文を募集しています。子供たちは、素直で純粋な感性を持って、人権の大切さを表した作品を作っています。これらの募集により、子供たち自身の人権意識を高め、自己啓発の役目も果たしています。

人権・同和問題地区別研修会の開催

全市民を対象に、差別の根本的解決に向けた研修会を行っています。この研修会は、人権・同和問題についての理解、さらには問題認識の再確認をする場として実施するものです。また、人権を尊重し、痛みの分かる人権の推進者を育てることも考え、継続して実施しています。

実施に当たっては、市内各地区の人権教育推進協議会、公民館、自治会、老人クラブなど、さまざまな団体の協力をいただいで開催しています。なお、各地域の研修期日などは、各地域公民館および自治会などに問い合わせください。また、

市ホームページにも一覧を掲載していますので、ご覧ください。

多くの皆さんに研修の主旨を理解してもらい、積極的に人権・同和問題地区別研修会へご参加くださいますようお願いいたします。

人権を守るために

「差別を受けた」、「人権を侵害された」などでお困りの方のために、相談窓口を開設しています。地域交流センターや河原隣保館をはじめ、市内公民館を会場として、相談を受け付けています。一人で悩まずに、気軽にご相談ください（相談時は問い合わせください）。

このほか、人権パンフレットを配布したり、市ホームページを活用したりするなど、憲法で保障されたすべての人の人権が守られるよう、あらゆる機会を通じて啓発活動を行ってまいります。

人権相談ダイヤル

☎0570-0003-1110

子どもの人権110番

☎0120-0007-1110

※いずれも月々金曜日午前8時30分～午後5時15分（祝日を除く）

▼問い合わせ 人権推進課人権同和対策担当（内線221）

東日本大震災および福島第一原子力発電所の事故で避難された方の水道料金・下水道使用料を減免します

▼対象

- ①東日本大震災および福島第一原子力発電所の事故により避難された方で市内に居住している使用者
- ②東日本大震災および福島第一原子力発電所の事故により避難された方を受け入れている世帯の使用者

▼内容

- ①については全額減免
- ②については前年同月の使用量と比較し、超過分を減免
- ▼期間 入居日から平成24年3月使用分まで

▼申請書類 水道課で備え付けている「水道料金等軽減・免除申請書」に必要事項を記入し、必要書類（①災証明書または被災地に住んでいたことが分かる書類の写し）を添付のうえ、同課（前台1-1水道庁舎）へ直接提出してください。

▼申し込み・問い合わせ 同課業務担当 ☎553-0131

排水設備工事責任技術者共通試験

▼受験資格

次のいずれかに該当する方
①高等学校の土木工学科またはこれに相当する課程を修了して卒業した方

②高等学校を卒業した方で、排水設備工事などの設計または施工に関し、1年以上の実務経験を有する方

③排水設備工事などの設計または施工に関し、2年以上の実務経験を有する方

④右記①～③に準ずる方

▼試験日 11月13日(日)

▼試験会場 埼玉工業大学(深谷市普濟寺1690 高崎線岡部駅より徒歩10分)
※試験会場には駐車場がありませんので、自動車での来場はご遠慮ください。

▼受付期間 8月22日(月)～9月30日(金) (土・日曜日、祝日を除く)

▼申込方法 8月22日から下水道課で配布している申込書に必要事項を記入のうえ、受験案内に同封されている封筒で郵送してください。

▼問い合わせ 同課普及促進担当 ☎564-0303

下水道事業受益者負担金をお支払いの方へ

第1期納期限 8月29日(月)

支払いに便利な口座振替をご利用ください。また、期限内の納付が困難な場合は、納付相談をご利用ください。

なお、負担金賦課区域内の土地で売買・相続などにより所有権の異動があった方は下水道課までご連絡ください。

▼問い合わせ 同課業務担当 ☎564-0303 (前台1-1・水道庁舎内)